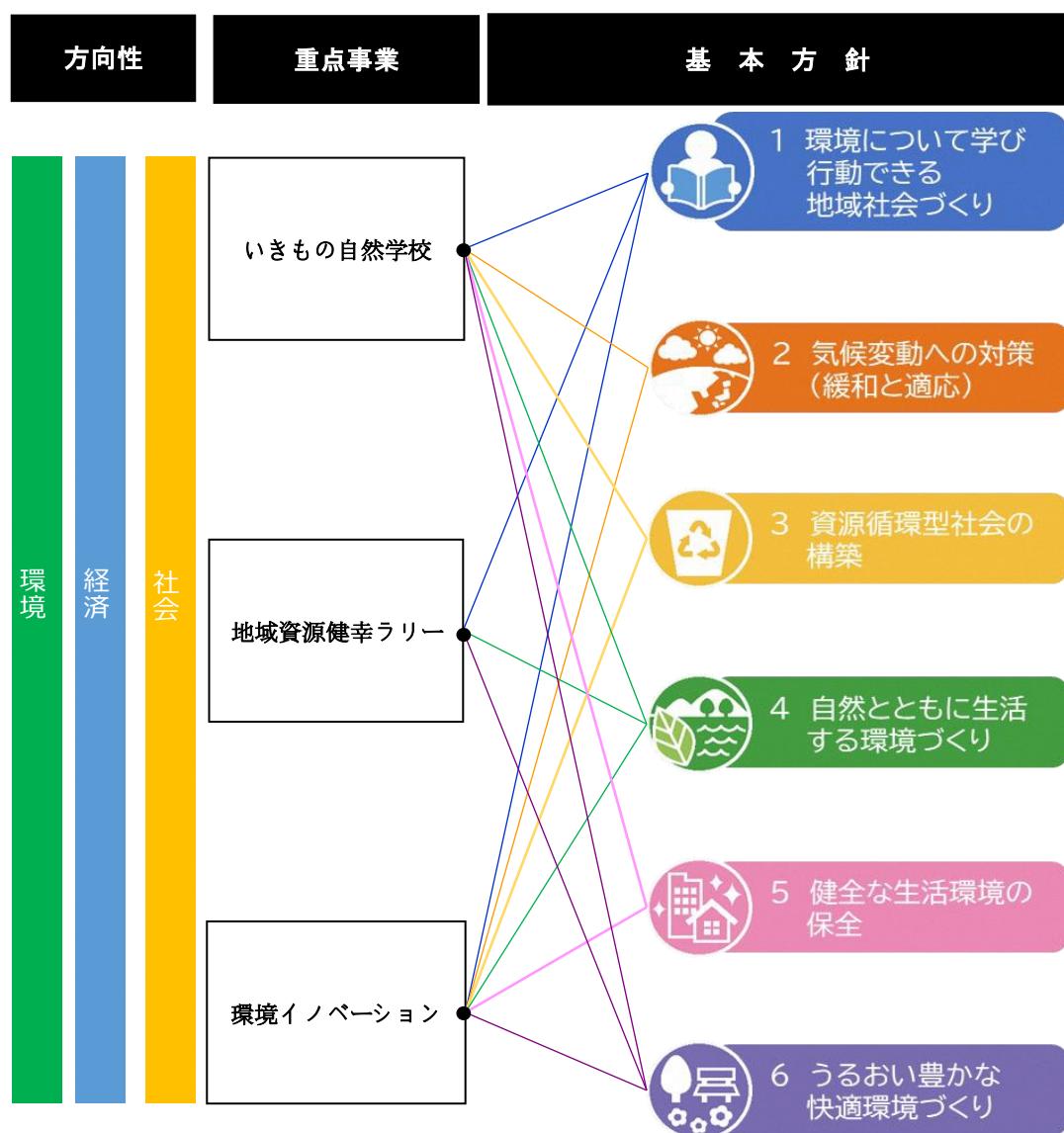


第5章 環境文化を高める取組

1. 重点事業

重点事業とは、くさつ環境文化をより根付かせるための取組として、草津市環境基本計画の各基本方針をけん引し、かつ、横断的に進めていくものです。

第2次草津市環境基本計画では、市域全体をエコミュージアムの地域として位置付け、「エコミュージアムの展開」を進めてきました。第3次計画では、第2次計画の内容を踏まえ、さらに環境・経済・社会とのつながりの観点を加え、環境に関心のある一部の方が関わる取組みだけではなく、誰もが楽しく、また関心のもてるものとし、以下の3つの重点事業を設定しました。



重点事業1

いきもの自然学校

施策概要	<p>「いきもの自然学校」とは、自然と人のふれあいや自然観察等、世代や立場を問わない環境学習の場やメニューの提供等、総合的な環境が学べる研究・教育を推進するモデル地域を設定するものです。</p> <p>「いきもの自然学校」において、環境の保護や保全について、市民一人ひとりが率先した行動を推進するため、既存の施設や取組も活かしながら、学校・事業者・団体内で推進に関わる人材の育成を図ります。</p> <p>また、バイオリージョン（生命地域主義）※の場として、身近な自然に触ることで、その自然の恵みを享受し、市民の心と体の健康を育むとともに、人生100年時代を見据え、あらゆる世代の方々が講師としての参画や農業体験等を通じて、生きがいを感じられる取組を推進します。</p> <p>※気候・風土・生態系が一体化している地域を生活圏とし、その土地に愛着をもつ人々によって、自然環境の保全、地域の歴史・伝統の知恵を維持・発展させ、生活文化を創造していく社会をつくるとする考え方</p>
内容	<p>【各主体の役割】</p> <p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モデル地域の構想 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域内の活用施設や場所の整理 ・モデル地域内での環境学習メニューの開発 <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モデル地域の選定 <p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モデル地域内の関係・協力者との環境学習を実施するまでの調整
<準備>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いきもの自然コーディネーター※の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・市民・地域、事業者向けのセミナー等の実施 <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いきもの自然コーディネーターになるため、セミナー等の参加 ○いきもの自然コーディネーターがモデル地域内で環境学習の実施例) <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会（いきもの分布図の作成、草津の自然のふれあい体験） ・農業体験や琵琶湖等での体験型イベント ・農業体験で収穫した野菜を利用したエコクッキング ・子育て支援（五感を使った野遊び（自然・景色・文化・食）） ○あらゆる世代の方々の生きがいの創出 <ul style="list-style-type: none"> ・“農業”や“園芸”を通じた交流と仲間づくり ・環境学習への参加から環境行動への参画（環境保全活動の実施） ・高齢者や生産者等の経験や知識の活用 <p>※自然と人との「仲介」となって自然解説するとともに、物事が円滑に行われるよう全体の調整や進行を担当する者</p>
スケジュール	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> 

重点事業2

地域資源健幸ラリー

施策概要	「地域資源健幸ラリー」とは、市内に点在する地域資源（自然、歴史文化、食、産業等）や既存の地域の取組につながりを持たせ、巡り歩きながら、自然と人の関わりについて学び体感し、環境保全の意識の向上および地域資源の維持管理や継承の行動につなげるとともに、誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせる「健幸都市くさつ」を推進するものです。
内容	【各主体の役割】
<準備>	<p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の地域資源の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・地域資源のヒアリング調査（地域資源を活用した行事や風習） ○モデルコースの企画立案 <ul style="list-style-type: none"> ・モデルコースの構想 ○事業の関係者との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ツアーやワークショップ等事業の立案
<展開>	<p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然健幸ウォーキング・サイクリングツアーの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地区や歴史・文化、草津川跡地、河川、琵琶湖湖岸等をめぐるツアーの実施 例) ツアーの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の自然の様子や生きものを観察 ・マルシェ等での草津産野菜の販売・購入 ・地域資源の発見フォトコンテストの参加 ○沿線の美化・緑化活動（沿線のクリーン作戦・ガーデニング等） ○ツアー情報の発信 <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の発見フォトコンテストの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の変遷の把握 ・データ情報を地域の方へ提供 <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の維持管理と継承
スケジュール	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> <p>※2年毎におよそ2箇所、計14箇所の「地域資源健幸ラリー」のモデルコースを設定・展開を行う</p>

重点事業3

環境イノベーション

施策概要	<p>「環境イノベーション」とは、市内の中小事業者等が他者との連携と協力の下で、業務・家庭、その他領域における*環境配慮型製品やサービス等の開発・確立を目指し、事業関係者の環境意識の向上および地域の環境課題の解決を図る事業です。</p> <p>環境配慮型製品やサービス等を開発・導入しようとする中小事業者等が、その研究や開発に当たって不足する知恵・技術の習得や、実証実験場所を確保するため、それらを有する事業者等を募集し、連携・協力をを行いながら、環境イノベーションの創造を図ります。</p> <p>また、確立した環境配慮型製品やサービス等が、認知され活用されるよう広報活動を行います。</p> <p>*環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品やサービス</p>
内容	<p>【各主体の役割】</p> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者等のマッチング（引き合せ）制度の設計 ○技術開発に関連するセミナーおよび事業所等の見学会の実施 <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術開発に関連するセミナーおよび事業所等の見学会の参加 ○市内の他事業者等へ支援・協力を求める市内事業者等の募集 ○事業所等マッチング制度の応募 <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術や実証実験場所の提供
<準備>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応募された事業所等が所望する技術や、実証実験場所を有する個人や事業所等をマッチング <p>(事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮型製品やサービス等の開発・導入 ○創造した環境技術等をエコプロダクツ展（国内最大の展示会）等へ出展 <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○創造された環境技術等の出展支援
<展開>	<p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○創造した環境技術等の利用 ○創造した環境技術等の環境技術の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・HP や広報での周知 ・特定工場に対する周知 ・情報誌の発行 ・各イベント等での周知
スケジュール	R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 

2. 施策の体系

6つの基本方針に基づき、今ある取組も活かしながら、以下の取組の展開を図っていきます。



3. 基本方針ごとの施策



1 環境について学び行動できる地域社会づくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



草津市では、持続可能な地域社会の実現に向けた環境学習の展開を総合的に進めています。

環境学習の目的や意義について市民共通の認識をつくりながら、家庭・学校・職場など様々な場面で、生涯を通じて誰もが環境について学び行動できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。

達成目標

達成目標

環境学習および活動の企画・実施サポート件数（件）	R2	R8	R14
〇〇件（実績）	240 件	300 件	

達成目標

こども環境会議参加団体数	R2	R8	R14
〇〇団体（実績）	78 団体	90 团体	

施 策

① 環境学習・環境意識が深まる情報の提供

- 市民一人ひとりが環境について「自分ごと」として捉えられるよう、環境に関する情報発信を行います。

〈取組事例〉

- 環境学習に関する情報、環境に係る市民生活や行動に関する情報の発信
 - 市内の環境学習に関する情報発信
 - 国内外の情報など、環境保全活動等の参考となるような環境情報の提供
 - ホームページやSNSを通じた、環境保全活動に関する事例の紹介
 - 環境活動に取り組む団体等の情報提供
 - 環境白書「くさつの環境」の充実と活用
 - 環境に係る基礎情報の継続的な調査と把握 等
- 環境への意識を高める場や機会の提供
 - 環境イベント、フォーラム、展示会等の開催
 - パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成 等

② 学びを行動につなげる環境学習の推進

- 市域の地域資源を生かした取組を展開し、子どもから大人まであらゆる世代が互いに学びあい行動の輪を広げていけるよう、環境学習の充実を行います。
- 草津市の環境に係る調査研究を環境学習において活用するとともに、学びが行動に結びつくよう取組を進めます。

〈取組事例〉

○ 環境学習機会の提供

- ・ 里山、湖岸、自然公園などの環境学習の場としての活用
- ・ 市民、事業者等連携した環境学習の充実 等

○ 学びを行動につなげる環境教育・学習の内容の充実

- ・ 幼児期からの環境教育の充実
- ・ 学校教育における環境教育の充実
- ・ 地域資源を生かした環境学習の充実
- ・ 社会教育における環境学習・教育の推進
- ・ 環境学習等の貸出教材の充実 等

③ 環境活動の支援・人づくり

- 環境のために行動する人づくりを進め、多様な主体による環境活動を支援するとともに、各主体が「交流」「連携」「協力」し、相乗効果をもたらすよう取組を進めます。

〈取組事例〉

○ 多様な主体の環境活動の支援の充実

- ・ 多様な主体のネットワークづくり 等

○ リーダー、コーディネーターの支援や市民、団体、事業者への協力、支援

- ・ 環境学習を推進するリーダーおよびコーディネーター等の支援
- ・ 環境学習を行う団体および環境活動団体等への協力、支援
- ・ 事業所等における環境学習の協力、支援 等

各主体の役割

市民・
地域

- 日頃から環境に興味、関心を持つことを心がけます。特に大人は子どもの模範となるように率先して行動します。
- 様々な環境学習、啓発イベント等に主体的に参加し、学んだことを日々の生活に生かしていきます。
- 地域資源を生かした多様な環境学習活動を進めます。

事業者

- 事業所内において、環境づくりについての啓発を進め、従業員の家庭においても率先して取り組みます。
- 地域の環境を大切にするため地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。
- 行政が取り組む環境学習に、積極的に協力します。

行政

- 市民、事業者、団体等との連携を加速させ、環境学習の充実を図ります。
- 市民、事業者、団体等の交流の機会を提供します。



2 気候変動への対策(緩和と適応)

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



「愛する地球のために約束する草津市条例（地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための条例）」のもと、各種施策を実施しています。

地球温暖化対策についての市民の理解の促進、まちや暮らしにおける環境配慮、省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの利用を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていくとともに、気候変動影響に備える適応策を推進します。

関連計画：草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、草津市地域公共交通網形成計画

達成目標

達成目標

愛する地球のために約束する協定者数（者）

R2

R8

R14

〇〇者（実績）

80者

110者

達成目標

「脱炭素社会への転換」についての市民満足度（%）

R2

R8

R14

第6次草津市総合計画との整合を図る

施 策

① 低炭素型生活様式の推進

- 市民、事業者、団体等それぞれにおいて、省エネ製品の購入や節電など、省エネ行動の実践や、再生可能エネルギーの有効利用などを推進します。
- 脱炭素社会への転換に向けた低炭素型まちづくりを進めます。

〈取組事例〉

- 省エネルギー対策および再生可能エネルギー利用の推進
 - ・気候変動（地球温暖化）に関する意識啓発
 - ・市民生活や事業活動における省エネルギー対策に繋がる行動の推進
 - ・太陽光発電など再生可能エネルギー利用の推進
 - ・地場産品や旬の食材等の消費など輸送による温室効果ガスの排出の少ない消費の推進
 - ・モビリティ・マネジメント（※）の推進
 - ・電気自動車等の環境に配慮した自動車利用の促進 等
- 脱炭素社会への転換に向けた低炭素型まちづくりの推進
 - ・緑化の推進
 - ・ごみ焼却時の効率的なエネルギー回収の維持
 - ・鉄道駅周辺等での自転車利用環境の整備
 - ・多様な交通手段が連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成 等

※モビリティ・マネジメントとは

自家用車の過度な利用の抑制や公共交通の利用促進を行うために、公共交通の利用が環境や健康などに好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法などを効果的に情報提供することにより、一人ひとりの交通行動を自家用車から公共交通利用へ自発的に変化させることを促すコミュニケーションを中心とした交通施策

② 気候変動の影響への適応の推進

- 気候変動の影響に備える適応策を推進するとともに、適応策の認知度向上を図ります。

〈取組事例〉

○ 気候変動の影響に備える適応策の取組

- ・ 適応策の認知度向上を図る普及啓発
- ・ ハザードマップや避難経路、避難場所の周知徹底など災害に関する対策
- ・ 河川や農業用水路の整備
- ・ 熱中症や感染症など健康に関する対策
- ・ 自然環境に関する対策 等

各主体の役割

市民・
地域

- 省エネルギー対策を実践し、再生可能エネルギーを利用します。
- 自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- 地場産の農産物や水産物等を購入します。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集します。

事業者

- 「愛する地球のために約束する協定」を締結します。
- 省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用、緑化推進を行います。
- 環境配慮型の商品、製品、サービスの導入を進めます。
- 通勤時の自家用車利用を減らします。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集するとともに対策を実施します。

行政

- 「愛する地球のために約束する協定」の普及を進め、協定締結者を増やします。
- 様々な主体が自主的に取り組むための制度、仕組みづくりをはじめ情報提供を行うとともに、自主的な取組を促すネットワークの拡充を図ります。
- 公共交通機関の利便性向上に努めます。
- 地産地消の仕組みを構築します。
- 公共施設等における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等を推進します。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集し、提供するとともに対策を実施します。



3 資源循環型社会の構築

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



廃棄物問題が都市の重要な課題となるなか、市民、地域、事業者によるリサイクルの促進などごみ減量・資源の再利用・資源化を図るとともに、廃棄物の適正処理を行っています。

プラスチック等の廃棄物の発生抑制、バイオマス等の未利用資源の利活用について、重点的に啓発・指導等を行い、資源循環型社会の構築を図っていきます。

また、資源化できないものは可能な限りエネルギー回収し、安全で効率的なごみ処理を行います。

関連計画：草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

達成目標

達成目標

1人1日当たりの家庭系ごみ量（g）

R2

R8

R14

草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合を図る

達成目標

1人1日当たりに換算した事業系ごみ量（g）

R2

R8

R14

草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合を図る

施 策

① ごみの発生抑制・資源の再利用・資源化等の推進

- ごみの減量 (Reduce)・資源の再利用 (Reuse)・資源化 (Recycle) の 3R 活動により、ごみの発生抑制と資源化の推進を図ります。
- 未利用資源の利活用について推進します。

〈取組事例〉

- ごみの発生抑制と再利用の推進
 - ・家庭や事業所から発生する食品ロスの削減
 - ・事業所の流通過程から発生するプラスチック等の廃棄物の発生抑制の推進
 - ・フリーマーケットなどリユースの取り組みの促進 等
- ごみの分別と資源化の徹底
 - ・資源ごみの分別徹底
 - ・事業者、学校、家庭、地域がともに取り組むリサイクル運動の推進（資源回収）等
- 処理施設の安全で効率的な運営
 - ・法令よりも厳格な自主基準によるクリーンセンターの安心安全な運営
- 省資源化の推進
 - ・グリーン購入など環境に配慮した物品購入の促進
 - ・廃棄までのことを考えて購入する消費者の育成 等
- 未利用資源の利活用の推進
 - ・水草の堆肥や木材チップ等の利用
 - ・生ごみ等のコンポスト化の推進と堆肥の活用
 - ・未利用資源の活用方法の検討 等

② 水の循環利用の推進

- 水を大切にする生活スタイルを普及させるとともに、雨水の地下浸透機能・水貯留機能の維持・回復を図り適正な水循環の確保および治水に努めます。
- 雨水の有効活用など、未利用水の利用を推進し、水循環社会の構築に寄与します。

〈取組事例〉

- 節水の推進
 - 水を大切にする家庭生活の啓発
 - 事業活動における適切な水利用の啓発 等
- 未利用水の利用促進
 - 雨水タンクの設置など、雨水の有効活用を含めた水循環の構築
 - 雨水浸透ます、透水性舗装などの雨水浸透設備の整備 等

各主体の役割

市民・
地域

- ごみの減量・リサイクルに取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。
- ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。
- 節水に配慮した生活に努め、庭の水まきや洗車などには雨水を積極的に利用します。

事業者

- ごみ減量化等の取組や地域の活動に積極的に協力します。
- 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化、再生資源の活用等を実践します。
- 廃棄後の処理やリサイクルを考慮した製品の製造に努めます。

行政

- 焚却施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保していきます。
- 市民がごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。
- 市民が水を大切にする生活スタイルを実践できるよう支援します。



4 自然とともに生活する環境づくり

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



自然は人とまちにうるおいと豊かさをもたらすとともに、人も自然の一部であることを認識し、人が生きるうえで重要である生物多様性に配慮したまちづくりを進めることができます。

丘陵地から琵琶湖までいくつもの河川が関わり、変化に富んだ自然に配慮し、環境の保全と復元に努めるとともに、市民が自然環境とふれあうための活動の推進を図り、自然とともに生活する環境をつくりていきます。

関連計画：草津市の自然と人との共生をすすめる計画

達成目標

達成目標

生物多様性保全対策での外来生物の捕獲数(対象：アライグマ、ヌートリア、ハクビシン)（頭）	R2	R8	R14
	〇〇頭（実績）	110頭	140頭

達成目標

生物多様性保全の学習会への参加者数（者）	R2	R8	R14
	〇〇者（実績）	5者	10者

※生物多様性は単純に評価できるものではなく、極めて複雑であることから、上記の指標以外に生物指標等の指標化を併せて検討します。

施 策

① 生物多様性の保全と活用

- 自然環境や農地等の保全と復元に努め、豊かな生態系や生物多様性を将来にわたって守ります。また、自然環境や農地等の活動を通じて地域コミュニティの醸成や健康増進につなげるなど、持続可能な形で活用します。

〈取組事例〉

- 市民・地域・事業者ぐるみによる自然環境の保全
 - ・ 琵琶湖・河川等の水質保全と樹林地やヨシ群落・湿地の保全と活用
 - ・ 里山・ため池の維持管理・機能回復と利用の促進
 - ・ 河川を軸とした水と緑のネットワークの形成
 - ・ 自然環境保全地区や保護樹木の指定による保全と活用
 - ・ 身近な生き物・植生等の調査による状況把握と整理・活用
 - ・ 在来種の保護と外来生物対策の強化
 - ・ 河川等流域保全活動への支援
 - ・ 土地利用における自然環境の保全への配慮
 - ・ 市民・地域・事業者と連携した身近な環境保全の推進
 - ・ ILEC（公益財団法人 国際湖沼環境委員会）などの国際機関との連携 等
- 農地等における在来生態系の保全
 - ・ 援農体制づくりなどによる農地の保全
 - ・ 用排水路やあぜ道の多自然型整備の推進 等

コラム 生物多様性の活用～生態系サービス～

私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系がつくり出す大気中の酸素、土壤、食料、木材や、地域独自の文化の多様性などによって支えられています。こうした働きを「生態系サービス」と呼んでいます。生態系サービスは以下の4つのサービスに分類されます。

生態系サービス	働き
基盤サービス	植物の光合成による酸素の供給や、昆虫や微生物などがつくる土壤の形成など、生物の生存を支える環境をつくる働き。
供給サービス	私たちの暮らしに必要となる食料や水、木材、繊維、医薬品など、日常生活に必要な資源を提供する働き。
文化的サービス	自然景観などの美的な楽しみや、レクリエーションの場など地域性のある文化を支える働き。
調整サービス	水質浄化や気候の緩和、健全な森林の存在による自然災害の防止や被害の軽減など、暮らしの安全をもたらす働き。

② 自然とふれあうための活動の推進

- 鎮守の森や市民農園などの自然環境に親しむ場や機会の充実を図り、自然とふれあう活動について推進します。

〈取組事例〉

○ 自然環境等に親しむ場と機会の充実

- ・ 市民農園、体験農園など市民が“農業”や“園芸”に親しむ機会の拡充
- ・ 自然観察会や自然レクリエーションなどの機会の拡充
- ・ 里山保全や河川愛護などの環境を守る実践活動の促進
- ・ 自然に親しむマナー・ルールの啓発
- ・ 「草津市の自然」を活用したいきもの調査の実施 等

○ ビオトープの形成

- ・ 学校などの公共公益的施設、事業所等におけるビオトープづくり 等

各主体の役割

市民・
地域

- 市民農園等を活用して、積極的に“農業”や“園芸”に親しみます。
- 自然を守り育てる環境保全活動に参加します。
- 外来生物に対する知識を深め、オオバナミズキンバイ等の特定外来生物の駆除を行います。
- 在来生物をはじめとした生態系を大切にします。

事業者

- 生き物の生育環境等に配慮した敷地内環境や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。

行政

- 市内の自然環境の状況を把握し、自然環境を保全するための取組を進めています。
- 自然環境を守る活動に関する市民、事業者、団体等の交流の機会をつくっていきます。
- 生物多様性保全に関する担い手の育成支援を行います。
- 外来生物の駆除・対策を実施するとともに、情報提供および啓発を行います。



5 健全な生活環境の保全

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



環境法令の規制基準の遵守状況の確認を行い、事業所等への適切な指導や啓発を通じ、環境汚染等の未然防止に努めます。

環境法令等の遵守のみならず、市民からの生活環境に関する相談を通じ、市民・事業所等が環境負荷の低減を図るよう推進します。

達成目標

達成目標

河川の水質における環境管理基準(BOD)の達成状況(達成回数/調査回数)	R2	R8	R14
	○○/○○ (実績)	24/24	24/24

※調査回数(年 24 回) = 調査河川(伊佐々川・狼川の2河川) × 毎月(12回)

達成目標

法令に基づいた指導件数(件)	R2	R8	R14
	○○件(実績)	26 件	20 件

施 策

① 環境汚染等の未然防止

- 環境法令に基づく適切な規制・指導を行う等、発生抑制を図るとともに、速やかな対策を行い、環境の保全に努めます。

〈取組事例〉

- 事業所等による環境汚染の未然防止
 - ・ 環境法令に基づく工場、事業場等への規制・指導
 - ・ 事業所パトロールなどによる監視体制の強化 等
- その他の対策
 - ・ 土壤・地下水の観測体制の充実
 - ・ 広域での監視体制の充実
 - ・ 有害化学物質の適正管理・処理の推進 等

② 身近な生活環境の保全

- 市民の生活環境をより良好に保全するため、市民および事業者の自主的な環境負荷低減等の取組を支援します。

〈取組事例〉

- 市民生活に伴う環境保全と環境負荷の低減
 - ・ 公共下水道への未接続の早期解消
 - ・ 近隣への騒音に配慮した生活マナーの啓発
 - ・ 深夜営業店舗、飲食店への騒音防止の未然の防止
 - ・ 中高層建築物の日照や電波障害の未然の防止
 - ・ 空き地の適正管理に関する指導
 - ・ 空き家等の発生の抑制や適切な管理、利活用の促進 等

- 事業活動に伴う環境保全と環境負荷の低減
 - ・ 規制対象外の小規模施設の現状把握と環境負荷低減に向けた対応
 - ・ 事業者の自主的な環境負荷低減の取組への支援
 - ・ 環境マネジメントシステムの普及促進
 - ・ 宅地開発や建築時の土地利用・建物配置などの指導
 - ・ 工場、事業場等との環境協定の締結 等
- 自動車利用による環境負荷の低減
 - ・ 電気自動車等の環境に配慮した自動車利用の促進
 - ・ 低騒音型舗装導入などの騒音防止のための環境整備
 - ・ 交差点改良など円滑な交通環境の整備 等
- 環境情報の共有と発信
 - ・ 市民、事業者からの苦情、対策等相談窓口の整備
 - ・ 環境調査に関する情報の発信 等

各主体の役割

市民・
地域

- 生活環境の保全に自ら取り組みます。

事業者

- 自ら率先して環境汚染等の未然防止に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムの取得に努めます。
- 地域に配慮した事業活動を心がけます。

行政

- 環境リスク対策についての情報提供や事業所の指導を強化します。
- 市内の環境について定期的な調査を継続して実施します。
- 事業所等での環境マネジメントシステムの普及に努めます。



6 うるおい豊かな快適環境づくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



公園・緑地の整備や歴史文化の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。

関連計画：草津市都市計画マスターplan、草津市みどりの基本計画、草津市景観計画、草津市歴史文化基本構想、草津川跡地利用基本計画 等

達成目標

達成目標



達成目標



施 策

① 公園・緑地の整備と景観形成の推進

- 都市公園、都市緑地の整備を進めるとともに、草津川跡地を「みどり軸」として整備することで、うるおいと憩いの場をつくっていきます。
- 市民との協働のもとで景観の保全に努め、良好な都市景観の形成を図っていきます。

〈取組事例〉

○ 公園・緑地の整備と推進

- 総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備
- まちなかのみどりの拠点である草津川跡地公園の維持と活用 等
- 市民参加による公園づくり、みどりづくりの推進
- 公共施設での緑化、事業所や住宅の緑化推奨などによる市街地の緑化推進
- 町内会、市民団体、学校等を通じたみどりのまちづくりへの参加促進
- 緑化推進市民運動の展開
- ガーデンシティくさつの推進 等

○ 自然景観の保全

- 琵琶湖岸の風景の保全
- 広い農地と鎮守の森、集落からなる田園風景の保全 等

○ 歴史景観の継承

- 草津宿の歴史文化を継承し、魅力ある歴史的町並み景観の保全・再生の推進
- 人々が暮らしの中で伝統を受け継ぐ、歴史街道景観の保全・活用の推進
- 電柱の地中化の推進 等

○ 都市景観の形成

- 駅周辺における快適で質の高い美しい都市景観の創出
- 地域の特性を生かした良好な住宅地景観の形成 等

② 歴史文化の保全と活用

- 市域に所在する歴史文化を適切に保全しながら、その価値や魅力を活用します。

〈取組事例〉

○ 歴史文化の保全と活用

- 「くさつ歴史発見地図」や各地域の記憶絵等を活用した歴史的・文化的資源の情報発信
- 歴史文化情報の受発信と市民交流・地域学習の推進
- 文化財についての調査研究と保存・継承
- 地域の人々との交流と、歴史を学び、知ることによる地域への愛着の醸成
- 遺跡や文化財の見学会など、歴史に触れ、体験する機会の提供 等

③ 身近な自然やまちの美化の推進

- 市民・地域等との協働のもとで、不法投棄と散在性ごみの防止と対策を進め、身近な自然やまちの美化を図っていきます。

〈取組事例〉

○ 不法投棄と散在性ごみの防止と対策

- ボランティア清掃の実施および支援
- “みち” サポーターや河川愛護団体の活動支援
- 観光地を中心としたごみ持ち帰り運動の展開と清掃活動の実施
- 不法投棄の監視体制の充実
- 河川愛護意識の向上と市民参加による水辺空間づくり 等

各主体の役割

市民・ 地域

- 利用者の立場で公園整備に参加し、公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。
- 生活者の立場から、緑化など快適で心地よい地域の空間づくりに努めます。
- 散在性ごみの発生防止の活動など地域の環境美化に取り組みます。

事業者

- 地域の環境・景観等に配慮した維持管理に取り組みます。
- 建築等の意匠やガーデニングなど、快適で心地よいと感じる景観・空間づくりに取り組みます。

行政

- 市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。
- 統一感とゆとりある都市景観づくりに努めます。
- 市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。
- 良好な景観の創出の具体的取組につながる地区計画等の制度の活用を促進します。
- 散在性ごみ等への対策のため定期的なパトロールを行い、発生防止対策や回収活動を市民・地域とともに行います。

(参考資料)

1.	草津市の環境をとりまく現状	54
①	概況	54
②	社会的状況	55
③	自然的状況	58
④	再生エネルギーの導入状況	62
2.	コラム	63
3.	用語解説	66
4.	策定の経緯	70
①	草津市環境審議会 開催経過	70
②	パブリック・コメントの募集	70
5.	審議会委員名簿	71
6.	質問・答申	72
7.	条例	73

1. 草津市の環境をとりまく現状

① 概況

(1) 気候

草津市は、比較的温暖で盛夏時の降雨が少ない瀬戸内海式気候に属しています。また、琵琶湖の気温緩和作用の影響によって気温の上昇や下降が抑制されています。

アメダス大津では、年平均気温は約 15°C、年間降水量は 1,500 mm程度となっています。全国平均と比較すると、気温は約 1°C 高く、降水量は約 200 mm少なくなっています。

(2) 地勢

草津市は、琵琶湖の南湖東岸に面して位置し、東西約 10.9 km、南北約 13.2 km、市域面積は 67.82 km²（うち琵琶湖面積 19.17 km²）です。

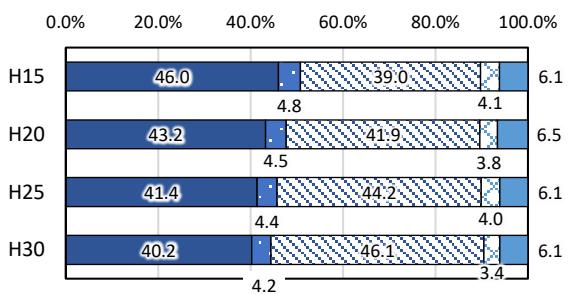
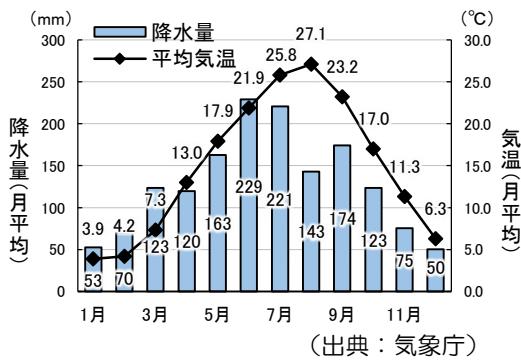
地形は山地、丘陵地、段丘、沖積低地からなり、南東部では標高 221.3m の牟礼山等の低山地と、それにつらなる丘陵地が広がっています。

陸域面積の 4 分の 3 は沖積低地で、河川のうち狼川などのように山地や丘陵地に源を発する河川は天井川を形成しています。

(3) 土地利用の状況

ア. 地目別面積

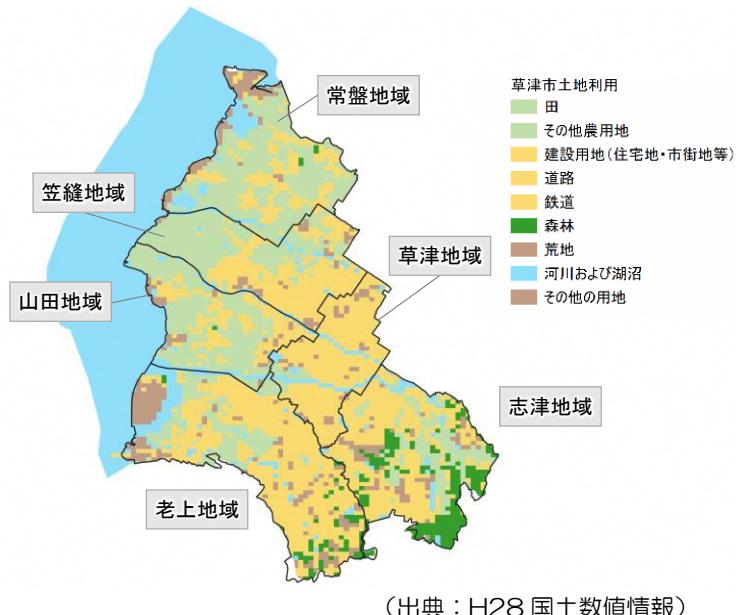
土地利用状況をみると、田畠の割合は減少傾向に、住宅地の割合は増加傾向にあります。平成 30 (2018) 年現在は住宅地の割合が田畠の割合を上回っており、44.4% が田畠、46.1% が宅地として利用されています。



イ. 地域区分別の土地利用

草津市では、主に北部、東部は農用地として、中心部、南部は市街地として利用されており、南部の一部に森林がみられます。

草津市都市計画マスタープランに基づく地域区分別にみると、山田地域や常盤地域では農用地としての利用が多く、草津地域や老上地域では建設用地（住宅地・市街地等）が広く見られます。



地域別の土地利用

② 社会的状況

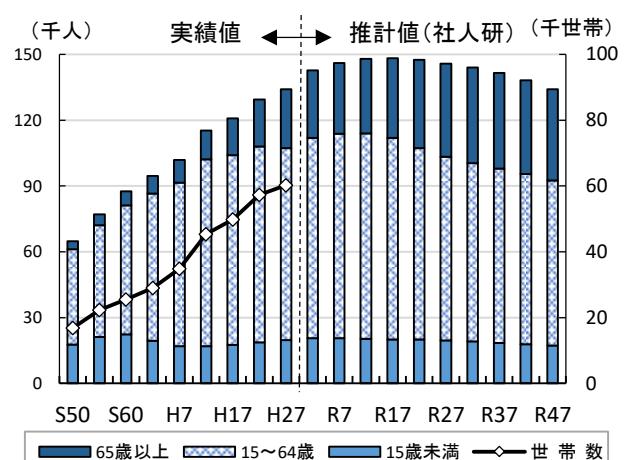
(1) 人口の状況

ア. 人口・世帯数の推移

人口と世帯数はどちらも増加傾向にあり、令和2(2020)年4月の住民基本台帳登録人口は135,664人、世帯数は60,121世帯となっています。

15歳未満の年少人口は、昭和60(1985)年をピークに平成12(2000)年にかけて減少していましたが、平成27(2015)年までの間は増加傾向を示しています。

15~64歳の生産年齢人口は、昭和50(1975)年から平成22(2010)年にかけて増加していましたが、平成27(2015)年に減少しています。



(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計)

年齢3区分別の人口と世帯数の推移

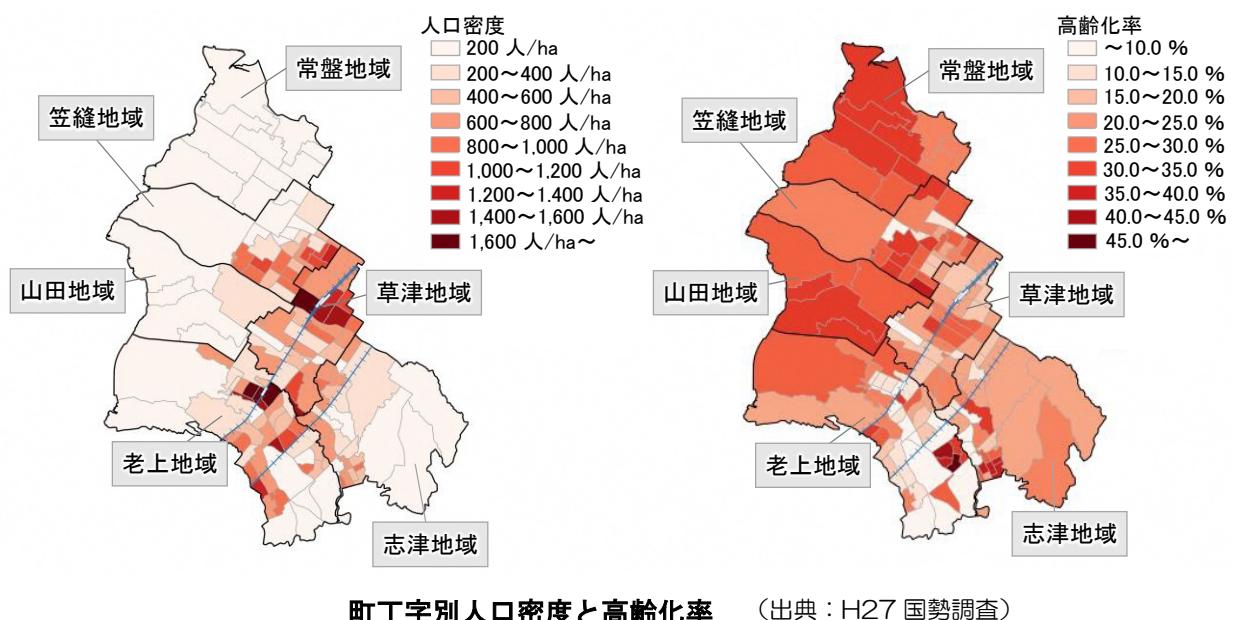
65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。国勢調査結果によると平成27(2015)年の高齢者人口は平成2(1990)年と比較して約3.4倍まで増加しており、高齢化率は20.0%となっています。

今後の人団動向について、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、草津市の人口は令和17(2035)年をピークに減少し、高齢化率は増加していきます。

イ. 地域区分別の人団密度と高齢化率

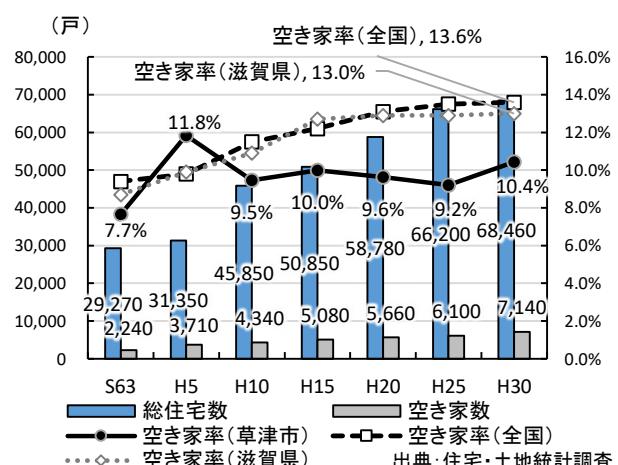
地域区分ごとの人団密度については、駅周辺の地域で特に高くなっています。常盤地域や山田地域などの湖岸側と、志津地域などの山手側で低くなっています。

高齢化率については、特に湖岸側の地域を中心に高くなっています。中心部や志津地域、老上地域の南部では比較的低くなっています。



(2) 空き家の状況

草津市では、総住宅数が増加している一方で、空き家の戸数も増加しています。空き家率をみると全国や滋賀県と比較して低くなっていますが、平成10年以降は毎年9~10%の空き家率で推移しています。



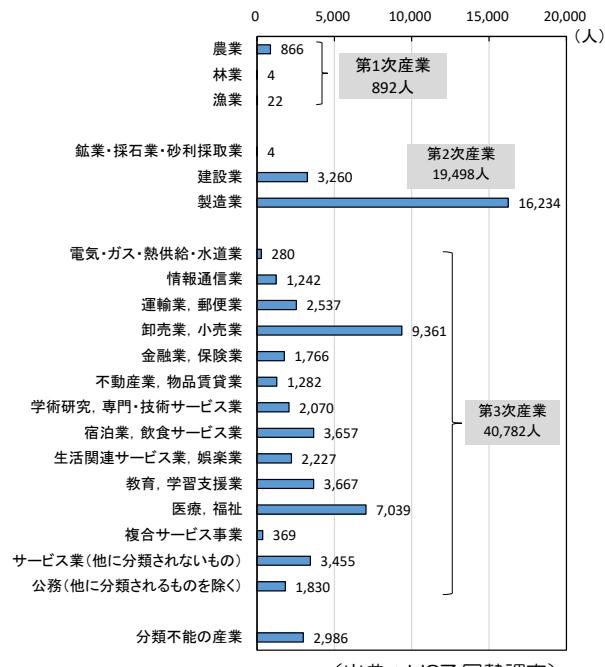
(3)産業の状況

ア. 産業別の就業者数

産業別の就業者人口をみると、製造業が約1万6千人で最も多くなっており、次いで卸売業、小売業が約9千人、医療、福祉が約7千人となっています。

また、草津市内には立命館大学びわこくさつキャンパスが立地しており、教育・学習支援業は約3千6百人と比較的多くなっています。

第1次産業の就業者は他の産業と比較して少なく、1千人を下回っています。1次産業のうち約97%は農業となっており、林業や漁業は非常に少なくなっています。

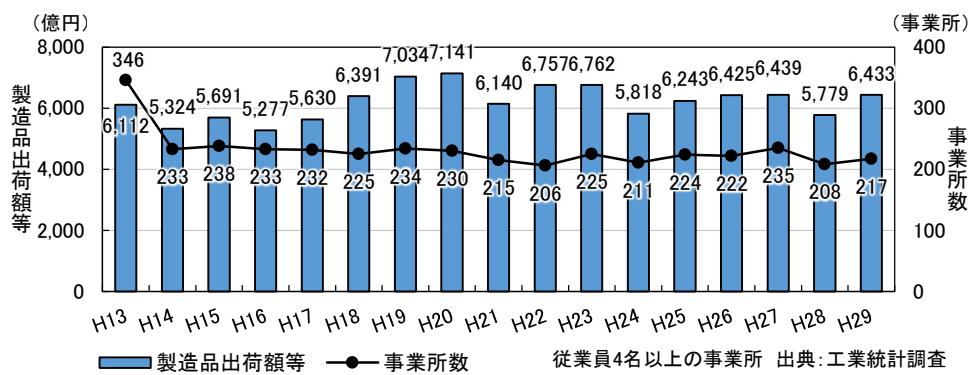


(出典：H27 国勢調査)
草津市の産業別就業者数

イ. 製造業の動向

市内の製造品出荷額は平成16（2004）年から平成20（2008）年にかけて増加傾向にあり、平成21（2009）年に一度減少したものの、以降はおよそ6,000億円前後で推移しています。

製造業で従業員4名以上の事業所数は、平成14（2002）年以降大きな増減は見られません。



草津市の製造品出荷額と事業所数の推移

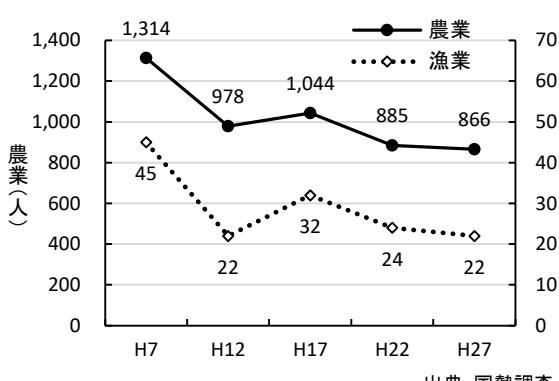
ウ. 第一次産業就業者の推移

第一次産業の就業者人口について、農業、漁業ともに平成 17（2005）年に一度増加したもの、以降は減少傾向にあります。

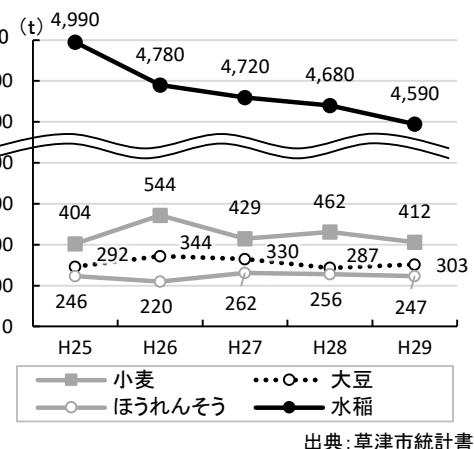
エ. 農産物収穫量

草津市では、水稻を中心としながら、小麦や大豆のほか、ほうれんそう等の軟弱野菜を扱うハウス栽培が盛んに行われています。

小麦、大豆、ほうれんそうの収穫量はほぼ横ばいの状態で推移していますが、田面積の減少とともに水稻の収穫量は減少傾向にあります。



草津市の農業・漁業就業者数の推移



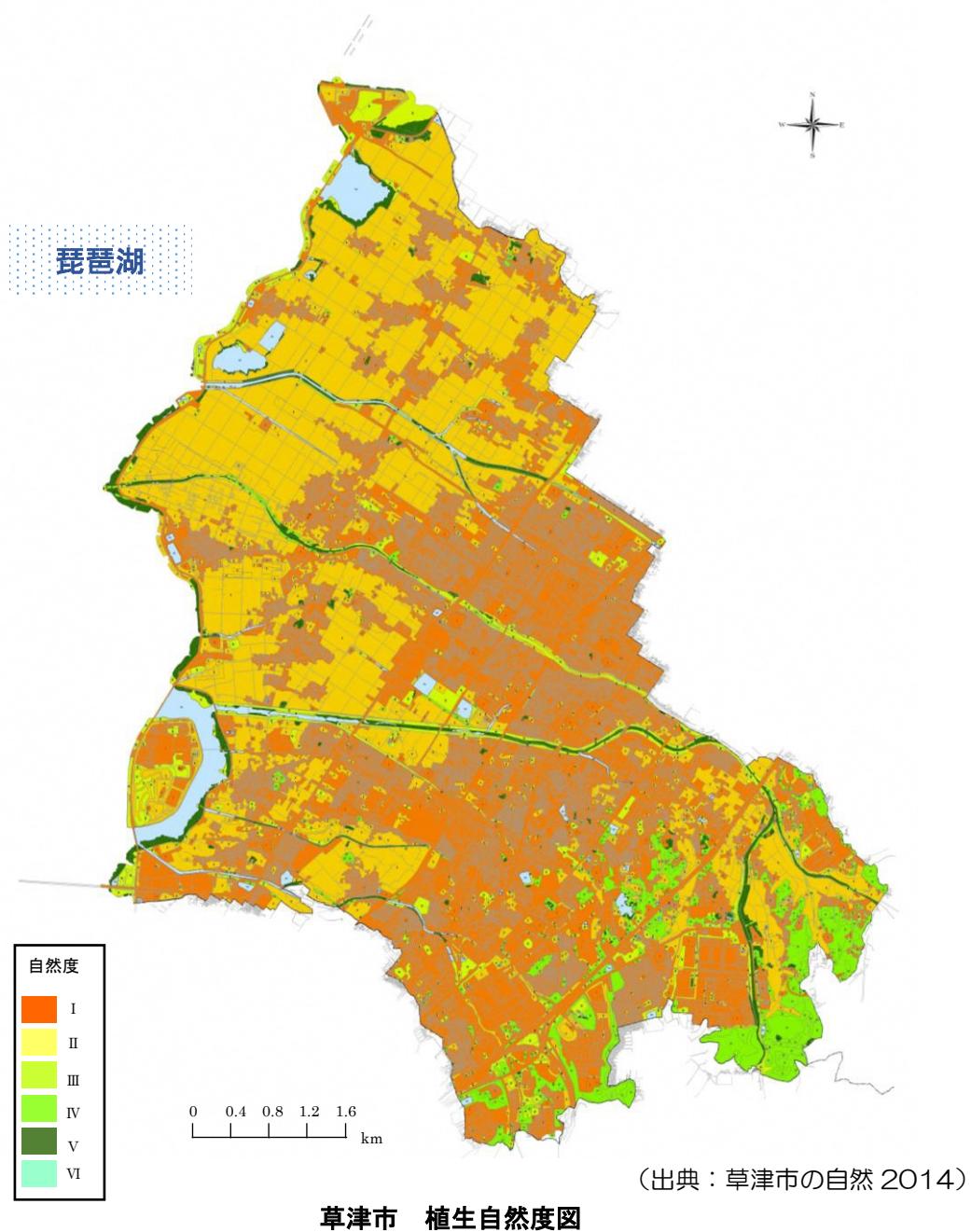
草津市の各農産物の収穫量

③ 自然的状況

（1）動植物

草津市の植生は、湖岸側では、耕作地が広く見られ、河川や琵琶湖などの水辺を中心 にツルヨシ群集やヤナギ高木群落などが分布しています。また南部の丘陵地では、アベマキ-コナラ群集やモチツツジ-アカマツ群集、スキ・ヒノキ・サワラ植林などがみられます。

平成 24（2012）年から平成 25（2013）年にかけて行われた自然環境調査では、植物 1,287 種、昆虫類 1,368 種、魚類 34 種、鳥類 113 種、哺乳類 11 種、両生類 11 種、・爬虫類 13 種が確認されています。



ア. 自然環境の保全

滋賀県のレッドデータブック選定種数は増加傾向にあり、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」において希少野生動植物の積極的な保護が図られています。

草津市では、残された自然環境を少しでも多く保全し次世代に継承すべく、優れた自然状況を残している 3,000 m²以上の面積をもつ地域などを「自然環境保全地区」として指定しています。また、市内にある樹木のうち、健全で学術的または歴史的に意義がある一定の基準を満たす樹木について「保護樹木」として指定しています。

滋賀県版レッドデータブック選定種数

(種数)

	絶滅 危惧種	絶滅危機 増大種	希少種	要注目種	分布上 重要種	その他 重要種	絶滅種	合 計
2015 年版	176	146	397	341	275	89	15	1,439
2010 年版	168	147	401	245	236	83	8	1,288
2005 年版	151	143	390	241	184	103	7	1,219

(出典：2015 年版 滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）)

自然環境保全地区、保護樹木一覧

指定区分	名称
自然環境 保全地区 17 地区	立木神社自然環境保全地区、小槻神社自然環境保全地区 熊野神社自然環境保全地区、印岐志呂神社自然環境保全地区 芦浦觀音寺自然環境保全地区、天神社（川原）自然環境保全地区 老杉神社自然環境保全地区、天神社（木川町）自然環境保全地区 山田正八幡宮自然環境保全地区、治田神社自然環境保全地区 新宮神社自然環境保全地区、若宮八幡神社自然環境保全地区 八幡神社（追分）自然環境保全地区 八幡宮神社（馬場町）自然環境保全地区、十二将神社自然環境保全地区 鞭崎神社自然環境保全地区 大宮若松神社自然環境保全地区
保護樹木 10 カ所	青地町・志津小学校のクスノキ（3 本） 西矢倉一丁目・湖南農業高校のクスノキ（17 本） 大路二丁目・小汐井神社のムクノキ 渋川二丁目・伊砂砂神社のモッコク 野路町・稻荷神社のクロガネモチ（3 本） 野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ、エノキ 下寺町・天満宮のケヤキ 下寺町・天神社のクスノキ 矢橋町・「矢橋の帰帆」のイチョウ 志那町・志那神社参道のクロマツ（6 本）

(令和2(2020)年6月1日現在)

イ. 外来生物

外来生物の分布が拡大すると、在来生物の生息・生育場所が奪われたり、外来生物による在来生物の捕食などによって自然のバランスに悪影響を与えます。

平成 24 (2012) 年から平成 25 (2013) 年にかけて行われた自然環境調査で確認された動植物には、外来生物も多く含まれており、植物では、確認された 20.8% (268 種) が外来生物となっています。

特にアライグマは目撃情報が増加しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。平成 27 (2015) 年には 21 頭、平成 28 (2016) 年には 35 頭捕獲されました。また、水生植物のオオバナミズキンバイも急速に生育域を拡大させており、草津市をはじめとする県内 6 市と NPO などで琵琶湖外来生物植物対策協議会が設立され、対策を進めています。

ウ. 野生動物の被害

草津市においては、山手でのイノシシやニホンジカの増加や、カラスやカモ類による水稻への被害、アライグマによる食害や糞害等が発生しています。

被害防止にあたり、平成 29 (2017) 年に滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画が策定されました。草津市を含めた近隣市（大津市、栗東市、野洲市、高島市）が連携し、獣害被害防止についての施策を推進しています。

草津市の鳥獣被害状況（平成27年）

鳥獣の種類	被害品目及び被害額	
	品目	被害額
イノシシ	水稻・野菜	44 千円
ニホンジカ	水稻・麦・大豆・野菜	4 千円
ニホンザル	水稻・野菜・果樹	—
アライグマ	野菜・果樹等	—
ヌートリア	水稻	—
カラス	水稻・麦・大豆・野菜	471 千円
ドバト	水稻・麦・大豆	7 千円
カモ類	水稻・麦	109 千円
オオバン	水稻・麦	—
	計	635 千円

(出典：平成 29 年度 滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画)

(2)異常気象

異常気象について、平成 30 (2018) 年に閣議決定された気候変動適応計画では、「近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。」とされています。

草津市においても、平成 30 (2018) 年の台風 21 号で、樹木の倒壊や農業被害、

住宅の瓦が落ちるなどの被害が多数発生しました。また、市内の大雨警報・注意報は、平成25（2013）年～令和1（2019）年の間、毎年40件以上が発令されており、令和1（2019）年では50件の警報・注意報が発令されています。

④ 再生可能エネルギーの導入状況

草津市における導入状況をみると、特に10kW未満の太陽光発電の導入が進んでいます。対して10kW以上の太陽光発電や風力、水力、地熱などの設備導入は進んでいません。

草津市の太陽光発電設備導入状況（令和元（2019）年12月）

項目	太陽光発電	
	10kW未満	10kW以上
導入件数(件)	2,419（2位）	513（8位）
導入容量(kW)	10,743（2位）	20,242（10位）

（出典：経済産業省資源エネルギー庁）
カッコ内は県内市町順位（19市町）

2. コラム

コラム① SDGsのゴールと環境、経済、社会の関係

環境省が実施した研究では、「持続可能な開発」の概念を、従来の「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」から「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」へと広げることを提案しています。

この概念を分かりやすく整理したものが、環境、経済、社会を三層構造で表した木の図です。木の枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。

木が健全に生育するためには、木の幹が枝葉をしっかりと支えるとともに、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。木の幹に例えられているガバナンスは、SDGsが目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なもので

す。

また、模式図の三層それぞれに、関連の深い SDGs のゴールを当てはめてみると、ゴールが相互に関連していることが一層理解しやすくなります。

(出典：環境省 平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

コラム② 地域循環共生圏の背景と考え方

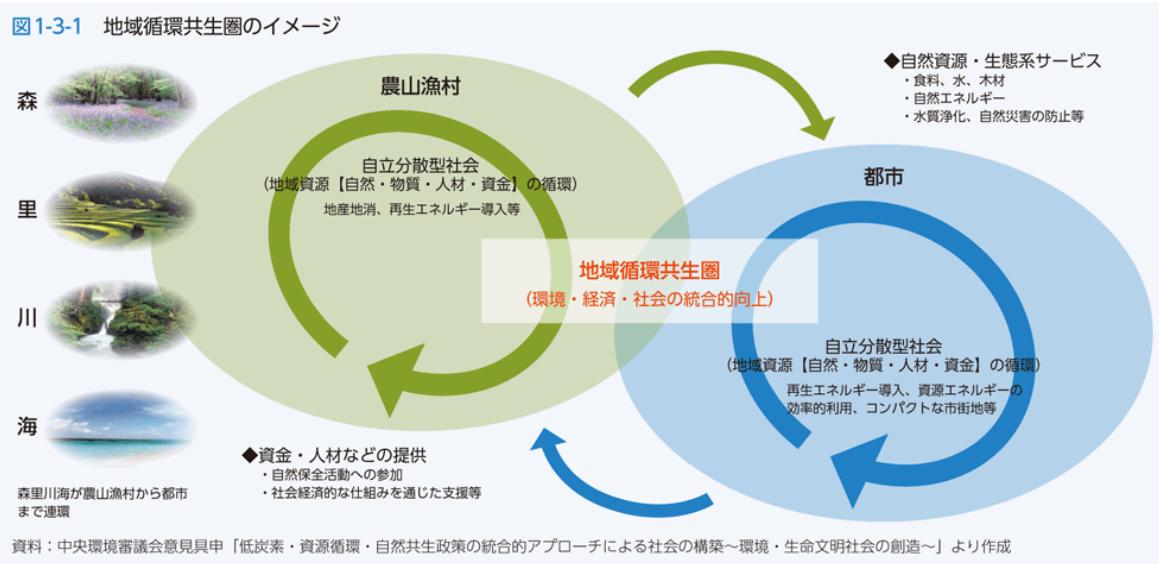
■ 資源循環型社会を取り巻く課題

資源循環型社会の形成をさらに進めていくうえで、以下のような課題があります。

- 人口減少によって、廃棄物処理や資源循環の担い手が不足することや、循環資源のリサイクル先が不足することが懸念されます。
- 今後、老朽化した住宅、ビル、道路・鉄道などの社会資本が増加し、建て替えなどに伴う廃棄物の増加が予想されます。
- 人口減少によって増加する空き家、地域経済の衰退により増加する空き店舗など、処理責任が不明確な廃棄物が増加する懸念があります。
- 地域住民の共同体としての機能の低下や高齢化により、ごみステーションの運営や集団回収等の実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加、地域から孤立する中でごみを家にため込んでいくごみ屋敷の増加など生活ごみを巡る様々な問題が増えていく懸念があります。

■ 地域循環共生圏の形成

上記の課題を解決するための考え方方が、地域循環共生圏の考え方です。



- 地域の特性に応じて、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属などの循環資源を、狭い地域で循環させることが適切なものはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど、各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させます。
- 地域の森・里・川・海を保全し適度に手を加え維持管理することで生み出される再生可能資源（木材、地熱・風力・水力などの再生可能エネルギー源など）を継続的に地域で活用していきます。
- 地域に蓄積された道路・鉄道などの社会資本、住宅・店舗などの建築物などを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていきます。
- これらの循環資源、再生可能資源、ストック資源の有効活用などにより、地域の自然、物質、人材、資金を地域で循環させ、地域のオーナーシップと魅力を高め、地域の活性化につなげていきます。

3. 用語解説

【あ行】

愛する地球のために約束する協定

草津市では、地球温暖化防止に地域をあげて取り組むため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を平成20(2008)年4月に施行し、事業者、団体等が地球温暖化を防ぐため、自ら進んでできる取り組みについて市と協定を結んでいる。

S D G s

平成27(2015)年9月の第70回国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、国際社会全体が令和12(2030)年までに達成すべき17の目標。【外務省】

温室効果ガス

大気圏にあって、地表からの熱(赤外線)の一部を吸収し温室効果をもたらす二酸化炭素、メタンなどの気体の総称。地球温暖化の主な原因とされている。

エコスタイル

環境負荷が小さい生活様式のこと。

【か行】

ガーデンシティくさつ

市民・地域・企業等と行政の協働で取り組むガーデニングを手法とする草津市のまちづくりの方針。

外来生物・在来生物

その地域に元々生息・生育している動植物を在来生物、他の地域から来て定着した

生物を外来生物という。

環境基準

人の健康の保護および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で行政の目標値。現在、大気汚染、水質汚濁(地下水汚染も含む)、土壤汚染、騒音の基準が定められている。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。【環境省】

緩和(気候変動の緩和策)

地球温暖化防止に向けた対策の一つ。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策。【環境省】

気候変動に関する政府間パネル(略称:IPCC)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織。

(Intergovernmental Panel on Climate Change)

草津エコフォーラム

草津市が商工会議所と共に開催。主に事業者を対象として環境保全に関する話題提供や、実践例の紹介、情報交換を行っている。

草津市の自然

自然への关心と理解を深めていただきため、地形と地質や植生と緑環境、植物相、生物等について、専門家の方々に調査いただき、分かりやすく解説したもので、平成26（2014）年度に35年ぶりに2年の調査と1年のまとめ期間を経て発行されたもの。

湖南企業いきもの応援団

滋賀経済同友会・滋賀経済産業協会の会員企業を中心に、湖南地域に拠点を有する企業が参画して、結成された活動。活動目的として、①生物多様性の保全と再生、②自然との共生で企業の新たなビジネスチャンスに、③企業の地域連携と貢献を挙げている。

コンポスト

生ごみをはじめとする有機物を堆肥化して土に還元する循環システムの一つで、微生物の働きによって発酵を促進するもの。また、生ごみ等から堆肥を生成する際に用いる容器をコンポストと呼ぶ場合もある。

COP21

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議を指す。平成27（2015）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにて開催された。会合では、最大の焦点であった、京都議定書後における令和2（2020）年以降の気候変動対応にかかるあらたな法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

サンアール（3R）

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。【環境省】

散在性ごみ

ポイ捨て等により、公共の場所に散乱している空き缶、空きびん、プラスチック容器などのごみ。

資源循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再利用を第一に考え、資源を循環利用することにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

自然環境保全地区

「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、残された自然環境を少しでも多く保全し、次世代に継承すべく、良好な自然環境を残している3,000m²以上の面積をもつ地域を対象とし、その他の基準に沿って指定している。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。【環境省】

生物多様性

特定の範囲に生息生育する生物の多様さの程度で、様々な生物がいる「種の多様性」、様々な生息環境がある「生態系の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。【滋賀県】

【た行】

脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」をゼロにする社会のこと。

地域循環共生圏

第五次環境基本計画で提唱された、複数の課題の統合的な解決に向けた考え方。

「地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークや経済的つながりを構築していくことで地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす」という考え方。【環境省】

地球冷やしたい推進フェア

草津市の主催する地球温暖化を知って、具体的な行動に移していただくためのイベント。クイズ、ゲーム、工作・実験、企業等のブース出展、パネル展示などを企画している。

低炭素社会

二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。

適応（気候変動の適応策）

地球温暖化防止に向けた対策の一つ。気候の変動やそれに伴う気温・海面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策。【環境省】

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

ハザードマップ

災害が起きたときの浸水想定区域や土砂災害危険予想箇所をはじめ、地域で想定される危険箇所や避難所までの避難経路などの情報を地図上に表示したもの。

パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約。【環境省】

ヒートアイランド現象

都市部には人口が集中し、排熱源が多く、建物や道路が増える一方、緑が減ることなどによって、都市部の気温が周辺部よりも高くなる現象のこと。等温線を引くと、都市部を中心とした熱の島のようであることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

BOD

生物化学的酸素要求量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標のひとつで、水中の有機物の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したもの。

ビオトープ

野生生物が共存共生できる生態系を持つた場所という意味で、ドイツ語の生物(bio)と場所(tope)の合成語。都市内の空き地や校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

微細目ストレーナー

昭和58(1983)年に草津市が開発したもので、1mm穴の台所用ストレーナーおよび三角コーナーのこと。台所からの料理くずなどの水質汚濁物質の流出抑制に効果がある。

HEMS(ヘムス)

Home Energy Management System(ホーム エネルギー マネジメント システム)の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。

保護樹木

良好な環境を確保するため、「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、市内にある樹木で健全で学術的または歴史的に意義がある一定の基準を満たす樹木を指定したもの。

【ま行】

マイクロプラスチック

海洋ゴミの約70%を占めると言われているプラスチックゴミのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの。【環境省】

まめバス

公共交通空白地・不便地を中心とした生活交通の確保や、地域の活性化を目的に運行している草津市の地域公共交通の小型乗合バスの愛称。

みちサポーター

市道の美化活動を行う市民ボランティア制度。市が活動を支援し、市民と市との協働によるきれいなまちづくりを推進する事業。

【ら行】

ライフサイクル

経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指す。

4. 策定の経緯

(1) 草津市環境審議会 開催経過

第3次草津市環境基本計画の策定について、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、国・県の計画や第2次草津市環境基本計画の成果や課題を踏まえ、見直すべき事項や新たに盛り込むべき事項について審議が行われました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和2年6月 4日（木）	・環境基本計画の策定について市長から諮問 ・環境基本計画の策定ポイントについて
第2回	令和2年 7月 9日（木）	・環境基本計画（素案）について
第3回	令和2年 8月 11日（月）	・環境基本計画（案）について
第4回	令和2年 9月 9日（水）	・環境基本計画（答申案）について
第5回	令和2年11月 9日（月）	・環境基本計画（答申案）について
答申	令和2年11月17日（火）	・草津市環境審議会会长から市長へ答申



答申時の写真

(2) パブリック・コメントの募集

第2次草津市環境基本計画改訂案について、広く市民意見を募集しました。

- ・実施期間：令和2年12月15日（火）～令和3年1月14日（木）
- ・提出者数： 1人
- ・意見総数： 2件

5. 審議会委員名簿

R2.6.1 現在（50 音順）

委員区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	小笠原 好彦	滋賀大学名誉教授
	◎ 小林 圭介	滋賀県立大学名誉教授
	壽崎 かすみ	龍谷大学准教授
	樋口 能士	立命館大学教授
	山川 正信	びわこリハビリテーション専門職大学学長
	山崎 賢	老子小学校長
	○ 山田 淳	立命館大学名誉教授
	横田 岳人	龍谷大学准教授
産業を代表する者	磯貝 佳則	キヤノンマシナリー株式会社
	奥田 裕介	草津市農業協同組合
	久保木 毅	郷インテックス株式会社
	※ 阪口 一男	山田漁業協同組合
	中川 智	パナソニック株式会社アプライアンス社
	森 毅	特定非営利活動法人 NPO びわ湖環境
市民を代表する者	太田 一郎	市民公募
	杉江 香代子	市民公募
	堀井 喜一	市民公募
	松村 幸子	ごみ問題を考える草津市民会議
	山元 孝子	市民公募
行政	海東 まどか	滋賀県南部環境事務所

◎：会長 ○：副会長

※令和2年度 第4回審議会まで

6. 訒問

草環発第8 2 1 号

令和 2年 6月 4日

草津市環境審議会

会長 小林 圭介 様

草津市長 橋川 渉

第3次草津市環境基本計画の策定について（諒問）

第3次草津市環境基本計画の策定について、草津市環境基本条例第8条第3項の規定により、貴審議会に諒問いたします。

記

1 諒問理由

本市では、草津市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する総合的な計画となる草津市環境基本計画を策定しております。

現計画である第2次草津市環境基本計画は、計画期間が平成23年度から令和2年度までの10年であり、本年度をもって計画期間が終了します。

次期計画である第3次草津市環境基本計画は、次年度から計画期間に入る第6次草津市総合計画と同じ12年の計画期間を予定しております。

つきましては、第3次草津市環境基本計画を本年度に策定することについて、このたび同条例第8条第3項の規定により、貴審議会の御意見を賜りたく諒問するものであります。

7. 答申

草環審発第10号
令和2年11月17日

草津市長 橋川 渉 様

草津市環境審議会
会長 小林 圭介

第3次草津市環境基本計画の策定について（答申）

令和2年6月4日付け草環発第821号で諮問のあった第3次草津市環境基本計画の策定について、本審議会において計5回にわたり慎重に審議をいたしました。この度、とりまとめました内容について、別添のとおり答申いたします。

8. 条例

○草津市環境基本条例

平成 9 年 7 月 1 日
条例第 10 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全を図るための基本的施策（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 環境にやさしい事業を推進するための施策（第 11 条—第 16 条）

第 4 章 環境審議会（第 17 条）

第 5 章 補則（第 18 条）

付則

草津市は、悠久の昔から、我が国最大の湖である琵琶湖からの様々な恩恵と、大都市に近い交通の要衝としての立地条件により、水と緑に恵まれた自然と文化豊かなまちとして発展してきた。

私達が、享受、追及してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で身近な自然、風土を含めた環境に過度の負担を与え続け、その累積による問題が地域のみならず、今や、地球規模の問題として、その影響の深刻さが顕在化している。

私達は、環境や自然の大切さや、その恩恵を認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境の保全につながることを理解し、環境への負荷の少ないまちづくり、ライフスタイルの変革、事業活動のあり方を考え、それに基づく具体的行動に移さなければならない時にある。そして、このかけがえのない環境を、より素晴らしいものとして、将来の世代に引き継いでいくことが現在に生きる、私達の責務である。

ここに、「環境にやさしいまち」の具現化を目指し、その基本となる方向性を示し、現在および将来の市民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むためには、健全で快適な環境の確保が極めて重要であることにかんがみ、基本理念を定め、ならびに市、市民および事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する基本的事項を定めることにより、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とす

る。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 事業活動および市民生活等、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 事業活動および市民生活等、人の活動による地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 健全で快適な環境の確保は、何よりも優先して、次の基本理念により推進するものとする。

- (1) 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和、共生を図るために、自然環境を保全し、創造を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域環境文化を育て、環境保全型社会の実現を目指すこと。
- (2) 環境を構成する大地、大気、水その他のものの資源としての重要性と有限性を認識し、現在の市民から将来の市民へ継承されるよう、社会経済活動を通じて、省資源、省エネルギーの徹底、リサイクルの促進、効率化を図ることにより、循環型社会を構築すること。
- (3) すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、環境保全にかかわる活動に参加し、ともにその実現を図ること。
- (4) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、および発展させるために、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、歴史的環境、文化的遺産等の保全を図ること。
- (5) 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることから、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に貢献すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、自ら率先して環境対策を進めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、自らの意識の変革と日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、自らの社会的責任において、環境への負荷の低減に資するよう努め、ならびに廃棄物の発生の抑制および適正処理を行い、その事業活動に伴って生ずる環境の保全上の支障を防止するとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全を図るための基本的施策

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、次に掲げる施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、生態系に配慮した自然環境の保全と創造
- (2) 公害の防止および生活環境の保全
- (3) 資源の循環的な利用、廃棄物の発生の抑制、再利用等の推進、減量および適正処理ならびにエネルギーの有効利用
- (4) 良好的景観の保全および歴史的、文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する総合的な計画となる草津市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、目標
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、草津市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境にやさしい配慮指針)

第9条 市長は、市、市民および事業者がそれぞれの立場で事業を実施するに当たり、日常の生活において、良好な環境の保全と創造を誘導するため、それぞれが配慮するべき事項を定めた、環境にやさしい配慮指針（以下「配慮指針」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、国、県および地方公共団体等が実施する事業に対し、配慮指針を尊重す

るよう協力を要請することができる。

3 市民および事業者は、配慮指針を遵守するよう努めるものとする。

(環境にやさしいアドバイザー)

第10条 市長は、市、市民および事業者が事業を実施するに当たり、その事業内容が、特に環境に著しく影響を及ぼす恐れのある事業であると市長が認めるとときは、その事業の環境配慮方法等について、専門的知識を有する者から助言を得るため、環境にやさしいアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することができる。

2 市長は、アドバイザーの助言を尊重し、これを事業を実施する者に伝える。

3 事業を実施するものは、この助言を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、アドバイザーの設置および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 環境にやさしい事業を推進するための施策

(環境にやさしい週間)

第11条 市民および事業者が環境の保全についての理解と認識を深めるため、7月1日を含む1週間を環境にやさしい週間とする。

(環境学習の推進等)

第12条 市は、市民および事業者が環境の保全についての理解と認識を深めるために環境学習を推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第13条 市は、市民および事業者がそれぞれの責務に応じて行動するために必要な情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(環境白書等による公表)

第14条 市は、市の環境の現状、施策の内容等について環境白書その他によりこれを公表するものとする。

(技術交流、国際協力等)

第15条 市は、国、県、大学、事業者、市民および国際的に交流のある機関等と連携を図りつつ、環境の保全に関する情報交換、技術交流および国際協力に努めるものとする。

(調査研究体制の整備等)

第16条 市は、健全で快適な環境を確保するため、環境の状況の把握に関する調査、環境の保全に関する情報の収集、調査研究体制の整備および技術者の養成等に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、草津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 3 審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第9条および第10条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（草津市民の環境を守る条例の一部改正）

- 2 草津市民の環境を守る条例（昭和53年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 環境審議会（第85条・第86条）」を「第6章 削除」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第85条および第86条 削除

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。